

健康相談・面接指導 利用申込書

お近くの地域産業保健センターへ FAX でお申込みください。送信先は前ページにてご確認ください。

事業場	事業場名						
	所在地	〒					
	労働者数	(男： 人)		(女： 人)		(計： 人)	
	事業内容						
	代表者	職名：		氏名：			
	担当者	職名： 電話：		氏名： FAX：			
	企業の情報	企業名() 本社の有無(有 ・ 無) 労働者数 (人) 産業医数 (人) うち 総括産業医(有 ・ 無)					
相談内容 (希望するものに○)		1 健康相談(脳・心臓疾患リスク者保健指導) (対象者 名) 2 健康相談(メンタルヘルス不調者相談・指導) (対象者 名) 3 健康相談(ストレスチェック相談・指導) (対象者 名) 4 健康相談(その他) (対象者 名) 5 健康診断の結果についての医師の意見聴取 (対象者 名) 6 長時間労働者に対する面接指導 (対象者 名) 7 高ストレス者に対する面接指導 (対象者 名) 8 その他() (対象者 名)					
事業場訪問		1. 希望する		2. 希望しない			
地域窓口の利用		□ 新規(直近2年間利用無)		□ それ以外			
その他連絡事項等							

※申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。
 なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医がいる企業の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)
 ※「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。
 ※労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

*下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

- | | | |
|---|--------------------------|--------------------------|
| ① 全項目に漏れなく記入しています。 | ☐ | ☐ |
| ② 事業場は 50 人未満です。 | ☐ | ☐ |
| ③ 当社に総括産業医はいません。 | ☐ | ☐ |
| ④ 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。 | ☐ | ☐ |
| ⑤ 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。 | ☐ | ☐ |
| ⑥ 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「保健指導結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」 | ☐ | ☐ |
| ⑦ 上記に相違ありません。 | ☐ | ☐ |

* 本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

「地域産業保健センター」は

労働者数 50 人未満の
職場における健康づくりを
「無料」でお手伝いします！

健康診断結果の 意見聴取 (就業判定)

健康診断で異常所見のあった労働者の就業の可否や健康保持のための対応策などについて、医師に意見を聴きます。

〈法律により事業者には義務づけられています〉

健康管理に 係る相談

健康診断で異常所見があった労働者に対して、医師や保健師が日常生活面の指導や健康管理に関する相談を行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対しても相談を行います。

長時間労働者 に対する面接

時間外・休日労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。

〈法律により事業者には義務づけられています〉

高ストレス者 に対する面接

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、面接指導を行います。

訪問による 産業保健指導

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が、事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、健康管理等の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。



● 独立行政法人 労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター

〒890-0052 鹿児島市上之園町 25-1 中央ビル4階
TEL：099-252-8002 FAX：099-252-8003



鹿児島県産

検索

詳しくは、HPをご覧ください。



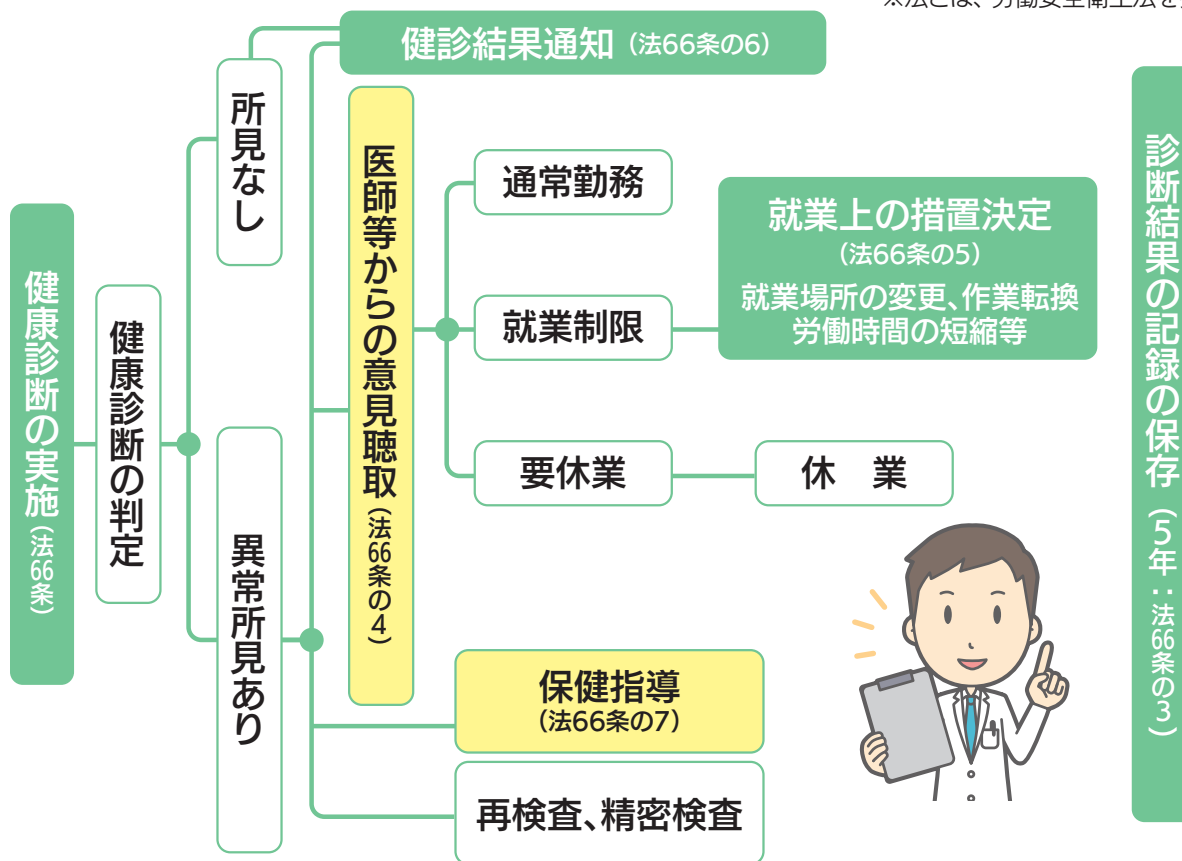
働く人の 「こころ」と「からだ」の健康が 企業の未来を明るくします！

まずは、健康診断！ なぜ健康診断を実施する必要があるのでしょうか？

「安全で安心して働くため」に健康管理が必要です。
健康で働けるかを確認しないと、「病気の増悪」、「事故やケガの要因」となるおそれがあります。
また、健診結果を見て客観的に健康状態を把握し、「生活習慣の改善」に役立てます。
(労働安全衛生法 第3条、第4条、第66条～)

健康診断の基本的な流れ

※法とは、労働安全衛生法を指します。



※ 地域産業保健センター は、地域産業保健センターで、全て無料で実施することができます。
地域産業保健センターを利用するには、事前の申込みが必要です。
また、利用回数には制限があります。
詳しくは、事業場所在地のある地域産業保健センターもしくは、産業保健総合支援センターへ
お問い合わせください。

なぜ健康診断の結果を会社に提出するのでしょうか？

安全配慮や事後措置に関し、健康診断で異常があった場合には医師の意見を聞き、
場合によって「勤務への配慮」が必要だからです。（労働安全衛生法第66条～）

大事な健康診断！無駄にしないようにしましょう！

① 健診結果の通知

事業主は、速やかに健康診断結果を通知しましょう。（遅くとも1か月以内に通知）

② 健診結果を見る

健診結果に目を通し、昨年との変化を確認しましょう。

③ 健診結果の把握

現在の健康状態、今後予測されるリスクなどを知るため、内容を確認しましょう。
保健指導も利用しましょう。

④ 改善方法を知る

今後何をすれば健康の維持または健康状態の改善ができるのか、考えましょう。
改善方法を調べたり、保健指導も利用しましょう。

⑤ 環境整備

事業主は、健康づくりに関する環境を整備しましょう。休憩室、体重計、血圧計などを備えま
しょう。勉強会、イベント、レクリエーションなど楽しく参加できる催しも検討しましょう。

⑥ 実践

健康づくりを実践しましょう。身近で出来ることから始めましょう。（運動、栄養、休養など）
またイベント、レクリエーションなど楽しく参加できる催しにも参加しましょう。

⑦ 継続

健康の保持増進を心がけましょう。
長く続けるため、自分に合ったものを楽しみましょう。

事業主は、労働安全衛生法により「労働者の安全・健康を守る義務」があります。
健康で活力ある職場づくりのために地域産業保健センターを活用しましょう！

鹿児島県内 地域産業保健センター所在地一覧

ご利用のお申込みは、裏面の様式にご記入の上、事業場所在地のあるセンターへお願いいたします。

センター名	所在地	電話番号など	管轄地域
鹿児島地域 産業保健センター	〒892-0846 鹿児島市加治屋町 3-10 鹿児島市医師会内	TEL：099-226-3801 FAX：099-226-3801 携帯：070-2197-8596	鹿児島市、鹿児島郡 日置市、いちぎ串木野市 指宿市、西之表市、熊毛郡
北薩地域 産業保健センター	〒895-0076 薩摩川内市大小路町 70-26 川内市医師会内	TEL：0996-21-1900 FAX：0996-21-1907 携帯：070-2197-8597	阿久根市、出水市 薩摩川内市、さつま町 長島町
鹿屋・肝属地域 産業保健センター	〒893-0064 鹿屋市西原 3-7-39 鹿屋市医師会内	TEL：0994-40-5441 FAX：0994-40-5441 携帯：070-2197-8598	鹿屋市、垂水市、肝付町 錦江町、南大隅町、東串良町
始良・伊佐地域 産業保健センター	〒899-5106 霧島市隼人町内山田 1-6-62 始良地区医師会内	TEL：0995-42-9913 FAX：0995-42-9913 携帯：070-2197-8599	霧島市、伊佐市、始良市 湧水町
南薩地域 産業保健センター	〒897-0001 南さつま市加世田村原 1-3-13 南薩医師会館内	TEL：0993-53-7601 FAX：0993-53-7601 携帯：070-2197-8600	枕崎市、南さつま市 南九州市
曾於地域 産業保健センター	〒899-8212 曾於市大隅町月野 894 曾於医師会立病院内	TEL：099-482-0234 FAX：099-482-0234 携帯：070-2197-8601	曾於市、志布志市 大崎町
大島郡地域 産業保健センター	〒894-0035 奄美市名瀬塩浜町 3-10 大島郡医師会館内	TEL：0997-53-1993 FAX：0997-54-0597 携帯：070-2197-8602	奄美市、大島郡